

証券コード 7191  
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地  
**株式会社イントラスト**  
代表取締役社長 桑 原 豊

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月18日（金曜日）午後6時（営業時間終了時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日）午後1時30分（受付開始午後1時00分）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
3. 目的事項  
報告事項 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>)において修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した事業報告及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

#### <新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しまして>

当社第16期定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大と、株主様の安全性確保のため、以下の通りご案内申し上げます。  
何卒、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載させていただきます。

#### 【当社の対応】

- ◎**接触感染リスク低減のため、本年はお土産の配布を行いません。**
- ◎「**イントラストの未来を語る会**」は中止させていただきます。
- ◎株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。
- ◎体調不良と見受けられる株主の方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合、または、ご退場をお願いする場合がございます。

#### 【株主様へのお願い】

- ◎当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防策等をご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調等に十分ご配慮の上、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ◎株主総会会場におきましては、検温、マスク着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ◎株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、併せてご検討の程よろしくお願いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使の方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2021年6月18日(金曜日)午後6時となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使ください。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様が変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

#### [ご注意]

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

#### (ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度の経営成績は、次の表のとおりです。

区 分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対前期増減率
売 上 高	3,626,851千円	4,203,625千円	15.9%
保 証 事 業	1,796,598千円	2,294,594千円	27.7%
ソリューション事業	1,830,253千円	1,909,030千円	4.3%
営 業 利 益	1,021,906千円	1,149,933千円	12.5%
経 常 利 益	1,026,003千円	1,153,556千円	12.4%
当 期 純 利 益	687,475千円	760,808千円	10.7%

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあ  
る中、各種施策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが見られた一方、  
再びの感染症拡大により景気の先行きは極めて不透明であります。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、2020年4月に発出された緊急  
事態宣言解除後の経済活動レベルの引き上げに応じて、持ち直しが見られた一方、  
再びの感染症拡大により市況の推移は先が見通しづらい状況にあります。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハ  
ウを活かし、家賃債務保証を含む様々な分野における独自のサービスの開発・提  
案・販売に取り組んでまいりました。

当事業年度の経営成績につきましては、保証事業においては、家賃債務保証の  
新規契約が順調に推移したほか、医療費用保証が引き続き伸長し大幅な増収とな  
りました。また、養育費保証については、認知度向上によるサービスの浸透を目  
指し、オウンドメディアのリリリースやソーシャルメディアとの連携など、BtoCの  
拡販施策を実施いたしました。

ソリューション事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により  
新規顧客開拓に遅れが生じたものの、既存顧客の取扱い件数の増加により増収と  
なりました。

この結果、保証事業の売上高は、2,294,594千円（前期比27.7%増）、ソリュ  
ーション事業の売上高は、1,909,030千円（前期比4.3%増）となり、売上高合

計で4,203,625千円（前期比15.9%増）となりました。

営業利益に関しましては、さらなる成長のため、営業を中心に人材採用を積極的に実施したほか、基幹業務システム入替えに係る費用及び貸倒費用の増加を増収により吸収し、1,149,933千円（前期比12.5%増）となりました。

経常利益は1,153,556千円（前期比12.4%増）、当期純利益は760,808千円（前期比10.7%増）となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、121,887千円となりました。その主な内訳は、基幹業務システム開発105,584千円、その他家賃債務保証のシステム改修等のソフトウェア9,139千円等であります。

## 3. 資金調達の状況

新株予約権の行使により、8,625千円の資金調達を行いました。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## 8. 財産及び損益の状況

区 分	第13期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第14期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第15期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第16期(当期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高	2,951,559千円	3,136,794千円	3,626,851千円	4,203,625千円
経 常 利 益	752,332千円	840,275千円	1,026,003千円	1,153,556千円
当 期 純 利 益	508,729千円	564,166千円	687,475千円	760,808千円
1株当たり当期純利益	23円02銭	25円44銭	30円93銭	34円07銭
総 資 産	3,499,005千円	4,038,387千円	4,726,603千円	5,544,756千円
純 資 産	2,442,607千円	2,874,569千円	3,376,033千円	3,933,664千円
1株当たり純資産額	110円27銭	129円49銭	151円46銭	175円94銭

- (注) 1. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにともない、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第14期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第13期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

## 9. 会社が対処すべき課題

当社は、お客様に三つの価値(喜び、安心、信頼)を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる企業を目指してまいりました。

このような経営姿勢のもと、保証スキームでサービスと流通の活性化を実現することをミッションに、保証事業及びソリューション事業の成長に邁進してまいります。具体的には、家賃債務保証に関連する事業拡大を推し進めるとともに、医療未収金や未払養育費などの社会的な問題の解決の一助となるよう、様々な分野において当社独自のサービスを展開して行きたいと考えております。そこで、これらの方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

### (1) 保証事業の成長

家賃債務保証については、積極的な新規取引先の開拓を継続するとともに、既存クライアントに対しても、居住用、事業用及び駐車場用など保証対象の拡充や、クレジットカード付帯、事前立替などの決済・代位弁済方法の多様性など、ニーズに柔軟に対応した新たな商品の開発・販売を促進してまいります。また、引き続き代位弁済の発生と回収を適正にコントロールし、盤石な財務基盤を保持

してまいります。

医療費用保証及び介護費用保証については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規開拓が制限された1年となりました。一方で、既存契約先の継続率の高さなど、サービスへのニーズの高さをあらためて実感しており、今後もこの流れを加速させ、市場の開拓に努めてまいります。

養育費保証については、試行段階ではありますが、社会的な関心の高まりも感じ、これらを追い風に商品の周知によりニーズを喚起させるため、BtoCマーケティングの活動を活発化してまいります。

また、総合保証サービス会社として、新たな保証商品の開発にも力を入れてまいります。

## (2) ソリューション事業の拡販

ソリューション事業においては、堅調な成長を今後も継続するために、以下の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、継続的な成長を実現すべく、審査、未入金案内、債権管理などのオペレーションにおいて効率と品質を追求するとともに、サービスの提案活動を積極的に行うことで、収益の拡大を図る方針であります。

また、保険契約に関する業務支援サービスである保険デスクサービスについては、少額短期保険と家賃債務保証とのセット商品の開発など、引き続き新規取引先の獲得を進めるとともに、更なる業務の効率化を推し進めてまいります。

## (3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼して頂き、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を継続的に採用し、育成していくことが必要と考えております。これまでの採用活動で得られたノウハウを有効活用することで、より優秀な人材を多く採用できるよう尽力してまいります。

採用活動においては、即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、全社員が新たなことに挑戦し、活躍できる環境を目指していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

Prestige International (S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは当社の親会社に該当します。Prestige International (S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、当社の株式12,707,594株（議決権比率 56.8%）を保有し、役員が兼任しております。また、株式会社プレステージ・インターナショナルと当社は役員の兼任のほか、業務の委託等の取引関係があります。

### (2) 子会社の状況

該当事項はありません。

## 11. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

### (1) 保証事業

家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証

### (2) ソリューション事業

C&O（コンサル&オペレーション）サービス、Doc-onサービス、保険デスクサービス

## 12. 主要な営業所（2021年3月31日現在）

本社	東京都千代田区	福岡オフィス	福岡市博多区
大阪オフィス	大阪市中央区	富山オフィス	富山県射水市
秋田オフィス	秋田県秋田市	仙台オフィス	仙台市青葉区
名古屋オフィス	名古屋市中区	横浜ソリューションセンター	横浜市神奈川区

## 13. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
従業員数	前事業年度末比増減		
121名	17名増	38.9歳	4.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数37名(平均雇用人員)は含んでおりません。  
2. 従業員数の増加は、業容の拡大によるものです。



#### 14. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### 15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### II. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,357,364株 (自己株式158株を除く)
3. 株主数 7,743名

#### 4. 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Prestige International (S) Pte Ltd.	12,707,594 <sup>株</sup>	56.84 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,239,400	5.54
桑原 豊	810,728	3.63
野村信託銀行株式会社(投信口)	622,200	2.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	552,500	2.47
株式会社桑原トラスト	500,000	2.24
株式会社トリニティジャパン	334,000	1.49
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	152,400	0.68
市川 修	143,400	0.64
SMBC日興証券株式会社	139,200	0.62

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### Ⅳ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑原 豊	執行役員
取締役	高堂 潔	執行役員第一営業本部長
取締役	太田 博之	執行役員経営管理部長
取締役	藤森 武	執行役員債権管理部長
取締役	川島 俊忠	執行役員総務部長
取締役	玉上 進一	株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役
取締役	山中 正竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長
取締役	松山 哲人	ナノキャリア株式会社 代表取締役社長CEO
常勤監査役	佐藤 智之	
常勤監査役	竹内 祐博	
監査役	一條 和幸	株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役
監査役	坂田 美穂子 (弁護士職務上の氏名 大澤 美穂子)	クラス東京法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役山中正竹氏及び松山哲人氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役山中正竹氏及び松山哲人氏並びに監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、松山哲人氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

### 3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

株主総会にて報酬総額の範囲を決議し、その範囲内において、以下の方針に基づき決定することを、取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬金額については、代表取締役社長が、期初予算に対する営業利益達成率、売上高及び営業利益の成長率、ガバナンスの状況、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取り組み等の経営成果に基づき、取締役報酬表の範囲内で、具体的な年額報酬額を決定し、12で割った金額を毎月の固定報酬とするものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、当社全体の業績を俯瞰し、かつ、各取締役の成果についての評価を行うには、現状において、最も適していると判断した代表取締役に委任しており、当該委任に基づき代表取締役社長が決定しているため、取締役会においては決定された報酬額は、当該方針に沿うものであると判断しております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会後の対象となる取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会後の対象となる監査役の員数は4名です。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長桑原豊が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会にて決定された報酬総額の範囲内において、各取締役の報酬金額を決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、かつ、各取締役の成果についての評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。なお、代表取締役社長が、報酬金額を決定するにあたっては、上記基本方針に従い、期初予算に対する営業利益達成率、売上高及び営業利益の成長率、ガバナンスの状況、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取り組み等の経営成果を加味した上で、取締役会において承認された取締役報酬表に基づき、具体的な報酬額を決定するものとしていたことから、取締役会はその内容が決定方針に従うものであると判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,168 (3,600)	93,168 (3,600)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,520 (8,760)	17,520 (8,760)	—	—	4 (2)

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	山 中 正 竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事 専任会長	記載すべき関係はありません。
取締役	松 山 哲 人	ナノキャリア株式会社 代表取締役 社長CEO	記載すべき関係はありません。
監査役	佐 藤 智 之	重要な兼職はありません。	—
監査役	坂 田 美穂子	クラス東京法律事務所 代表弁護士	記載すべき関係はありません。

##### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき関係はありません。

##### (3) 当事業年度における主な活動状況

###### ① 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	山 中 正 竹	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松 山 哲 人	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 藤 智 之	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、証券会社での勤務経験より、経営の適法性・効率性を維持するために必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には15回中15回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。
監査役	坂 田 美穂子	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には15回中15回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及びさまざまな業務経験による幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけることを期待し、松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任し、経営に関する幅広い経験と見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化を期待いたしておりましたが、それぞれ、取締役会において当該視点から必要な発言をいただくなど適切な役割を果たしていただいております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

### 2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

配当性向に関しましては、2018年5月公表の中期経営計画において、2021年3月期までに配当性向30%超を実現することを目標として掲げ、基本方針を踏まえた配当政策を実施してまいりました。また、2021年5月に公表いたしました2022年3月期からの中期経営計画では、配当性向を30%から40%の範囲とする方針を掲げております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を5.5円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき5.5円を2020年12月7日に実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき11.0円（配当性向32.3%）となり、5期連続の増配を達成することができました。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,677,969</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,551,226</b>
現金及び預金	3,075,912	買掛金	17,063
売掛金	252,005	未払金	157,321
立替金	1,537,090	未払費用	4,143
前払費用	339,116	未払法人税等	264,860
その他の流動資産	1,642	前受金	2,287
貸倒引当金	△527,797	預り金	6,830
<b>固 定 資 産</b>	<b>866,786</b>	前受収益	946,965
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>51,470</b>	賞与引当金	48,885
建物	35,023	保証履行引当金	102,263
工具、器具及び備品	16,447	その他の流動負債	605
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>239,876</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>59,864</b>
ソフトウェア	19,792	資産除去債務	42,016
ソフトウェア仮勘定	220,084	その他の固定負債	17,848
<b>投資その他の資産</b>	<b>575,439</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,611,091</b>
投資有価証券	394,917	純 資 産 の 部	
長期前払費用	9,410	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,935,926</b>
繰延税金資産	35,578	資 本 金	1,044,438
その他投資等	135,532	資 本 剰 余 金	831,007
		資 本 準 備 金	831,007
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,060,607</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,060,607
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,060,607
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△127</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,261
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,261
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,933,664</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,544,756</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,544,756</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)  
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		4,203,625
売 上 原 価		2,077,005
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,126,619</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		976,686
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,149,933</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
有 価 証 券 利 息	2,567	
受 取 配 当 金	817	
雑 収 入	205	3,623
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	0	
雑 損 失	0	0
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,153,556</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,153,556</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	400,502	
法 人 税 等 調 整 額	△7,754	392,747
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>760,808</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 イントラスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントラストの2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2020年度監査役監査計画（基本方針、当年度重点監査項目、職務分担、年間監査活動計画等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び2020年度監査役監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所に関して、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社イントラスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 智之 ㊟

常勤監査役 竹内 祐博 ㊟

監査役 一條 和幸 ㊟

社外監査役 坂田 美穂子 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	くわ ぼら ゆたか 桑 原 豊 (1958年10月21日)	1981年4月 INA保険会社（現Chubb損害保険株式会社）入社 1990年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 1999年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 2006年3月 当社設立代表取締役 2011年2月 当社取締役 2013年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2020年1月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員債権管理部長（現任）	810,728株
2	たか どう きよし 高 堂 潔 (1953年10月8日)	1976年4月 中央物産株式会社入社 1984年3月 三井ホーム株式会社入社 1999年1月 三井ホーム北海道株式会社代表取締役社長 2007年4月 三井ホーム株式会社九州営業副本部長 三井ホーム鹿児島株式会社取締役 九州ツ바이フォー株式会社代表取締役社長 2009年4月 三井ホーム株式会社開発営業本部長 2010年4月 同社東北・北海道営業本部長 三井ホーム北海道株式会社取締役 2011年4月 三井ホーム株式会社東関東営業本部長 茨城中央ホーム株式会社取締役 2013年4月 三井ホームエステート株式会社取締役 2014年4月 同社常務取締役 2016年7月 当社取締役執行役員 2017年2月 当社取締役執行役員第1営業部長 2018年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長 2018年11月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業部長 2019年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長 2019年10月 当社取締役執行役員第一営業部長 2020年4月 当社取締役執行役員第一営業本部長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おお たく ひろ ゆき 太田博之 (1974年8月3日)	1999年10月 中央監査法人（みずす監査法人に名称変更後解散）入所 2007年12月 株式会社ジークホールディングス入社 経理部長 2014年10月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部長 2015年4月 当社取締役執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役執行役員経営管理部長（現任）	28,000株
4	たけのうち まさ ひろ 竹内祐博 (1966年11月4日)	1989年4月 三協アルミニウム工業株式会社（現三協立山株式会社）入社 2001年4月 A I U保険株式会社日本支社（現A I G損害保険株式会社）入社 2006年4月 当社入社 市場開発部長 2006年8月 当社営業部長 2011年6月 当社営業本部長 2013年11月 当社営業部長 2014年10月 当社新事業創造室長 2015年4月 当社新事業創造部長 2015年10月 当社常勤監査役（現任）	一株
5	かわ しま とし ただ 川島俊忠 (1974年9月17日)	1997年4月 アート印刷株式会社入社 2001年2月 デルコンピュータ株式会社（現デル株式会社）入社 2006年9月 株式会社ダイレクト・リンク入社 2007年12月 同社取締役管理部長 2009年10月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2012年6月 当社管理部長兼債権管理部長 2013年4月 当社管理部長 2015年1月 当社人事総務部長 2015年4月 当社取締役執行役員人事総務部長 2015年10月 当社取締役執行役員人事部長 2016年4月 当社取締役執行役員法務・情報管理部長 2017年7月 当社取締役執行役員総務部長 2020年9月 当社取締役執行役員総務部長兼人材開発部長 2020年10月 当社取締役執行役員総務部長（現任）	23,000株
6	たま がみ しん いち 玉上進一 (1955年11月26日)	1976年4月 光伸株式会社入社 1986年10月 株式会社プレステージ・インターナショナル入社 1989年2月 同社代表取締役副社長 1995年6月 同社代表取締役 2007年10月 同社代表取締役兼代表執行役員 2010年2月 当社取締役 2010年7月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役 2013年5月 当社代表取締役 2014年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 2015年4月 当社取締役（現任） 2017年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役（現任）	21,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	やま なか まさ たけ 山中正竹 (1947年4月24日)	1970年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社） 入社 1999年4月 法政大学工学部教授 2003年4月 株式会社横浜ベイスターズ（現株式会社横浜 DeNAベイスターズ）取締役 2010年4月 法政大学特任教授 2015年6月 一般財団法人全日本野球協会理事 2015年10月 当社取締役（現任） 2017年5月 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副 会長 2018年5月 同協会代表理事 会長（現任）	一株
8	まつ やま てつ ひと 松山哲人 (1962年7月3日)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1997年6月 MCF Financial Services Ltd. 出向 2001年3月 三菱商事証券株式会社（現三菱商事アセットマ ネジメント株式会社）出向 2002年9月 ナノテック・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役 COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海 外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポー メディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 ナノキャリア株式会社入社 2015年6月 同社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年7月 ナノキャリア株式会社取締役CSFO兼社長室長 2019年11月 同社代表取締役社長CEO（現任）	100株
9	あみの まり 網野麻理 (1972年11月7日)	1993年4月 株式会社ジェーシービー入社 2009年4月 NPO法人J-Win 出向 2013年7月 株式会社プライムコム代表取締役（現任） 2018年8月 一般社団法人働きやすさ推進協会理事（現任）	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、玉上進一氏は当社の親会社である株式会社プレスステージ・インターナショナルの代表取締役であり、当社は同社と業務の委託等の取引関係があります。また、株式会社プレスステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレスステージ・コアソリューション、株式会社プレスステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロータス・ネットワーク、Prestige International USA Inc.、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー)の代表取締役を兼務しております。
2. 玉上進一氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のほか、過去10年間に、株式会社プレスステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレスステージ・コアソリューション、株式会社プレスステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロータス・ネットワーク、株式会社トリプル・エース、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー、Prestige International USA, Inc.、Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.、株式会社プレミアIT&プロセスマネジメント、タイム・コマース株式会社、PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL LTDA、株式会社プレミアアシスト西日本)の代表取締役を兼務していたことがあります。
3. その他の候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
4. 山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は社外取締役候補者であります。
5. 山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を

- 有しております。当該経験と見識を活かし、取締役会等での発言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただくことを期待しております。
6. 松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任されており、経営に関する幅広い経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から、当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
  7. 網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を持ち、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されております。当該経験と知見を活かし、取締役会等での発言を通じて当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、当該経験や知見に基づき当社の経営に対する助言や提案を通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に寄与いただくことを期待しております。
  8. 山中正竹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、5年9ヶ月であります。
  9. 松山哲人氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。
  10. 当社と山中正竹氏及び松山哲人氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、網野麻理氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
  11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  12. 当社は山中正竹氏及び松山哲人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、網野麻理氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。



## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役一條和幸氏は本総会の終結の時をもって任期満了となり、監査役竹内祐博氏は本総会の終結の時をもって辞任されます。

つきましては、当社の監査体制の現況に鑑みコーポレート・ガバナンスの実効性が引き続き確保できると判断したため、監査役1名減員し、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
よしだのりお 吉田 範夫 (1963年3月24日)	1985年4月 株式会社インペリアルエアーサービス入社 1987年1月 日本ハウジング株式会社入社 1991年4月 Prestige International(S)Pte Ltd.入社 1994年10月 Prestige International(HKG) LIMITED転籍 1998年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル転籍 2004年7月 同社人事総務部長 2006年7月 同社人事部長 2009年6月 同社常勤監査役 2012年5月 当社監査役 2017年6月 株式会社プレステージ・インターナショナル執行役員 2018年10月 同社グループ会社統括部長 2019年4月 同社リスク管理部長 2021年4月 同社経営管理部（現任）	一株

- (注) 1. 監査役候補者である吉田範夫氏は、当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルの経営管理部に所属しており、当社は同社と業務の委託等の取引関係があります。その他、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期的な業績向上及び企業価値向上への意識を一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

### 2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

## (1) ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する報酬請求権を付与することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は9名（うち、社外取締役3名）となります。

## (2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### ① 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、450個とする。

### ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は45,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、上記株主総会議案の決議の日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

- ③ 新株予約権と引換えに払い込む金額  
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。  
その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑨ その他の新株予約権の募集事項  
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区隼町1番1号

ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

TEL 03-3288-0111



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。